

別記 落札者決定基準

入札参加者は、「価格」、「事業者の技術力」及び「事業者の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次のアとイの要件に該当する者のうち総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という）の最も高い者を落札者とし、第3条第2項による場合は学識経験者の意見を聴取した後に落札者を決定する。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札者の評価項目に関する提案内容が最低限の要求要件を満たしていること。

1 総合評価の方法

評価方法は、第8条による。

2 評価の基準

事業者の施工上配慮すべき事項の適切性、施工能力、配置予定技術者の能力を評価する。

評価項目		評価基準	配点	得点
施工 計画	施工上配慮すべき事項の適切性（品質管理、安全管理、施工管理） 与えられた条件との整合性	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境地域特性等）を踏まえて重要な項目が記載され、適切であり、工夫が見られる	優 3（6）	
		配慮事項が環境条件（地形、地質、環境地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる	良 2（4）	
	理解度 対応方針の裏付け	特に優れた記載なし	可 0	
		不適	欠格	
施工 実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	2（4）	
		類似工事の実績あり	1（2）	
		同種・類似工事の実績なし	0	
	過去3年間の工事成績評定点の平均点	78点以上	4（8）	
		74点から77点まで	3（6）	
		70点から73点まで	2（4）	
		65点から69点まで	1（2）	
		64点以下又は工事評定点なし	0	

項目		評価基準	配点	得点
企業 施工 能力	ISO の認証取得	ISO9001 と ISO14001 の両方を取得している。	2 (4)	
		ISO9001 ・ ISO14001 のいずれかを取得している。	1 (2)	
		いずれも取得していない。	0	
	主任 (監理) 技術者の保有する資格	監理技術者資格者	4 (8)	
		一級施工管理技士	3 (6)	
		二級施工管理技士 (その他主任技術者となれる免状保有者)	2 (4)	
		職業能力開発促進法の合格証書保有者	1 (2)	
	建設業法第 7 条第 1 項第 2 号ロ該当	0		
社会 貢献	災害協定に基づく協定を現在赤穂市と結んでいる。又は過去 10 年間の活動実績	赤穂市と協定を結び、実績がある。	2 (4)	
		赤穂市と協定を締結している。又は協定を締結していないが実績はある。	1 (2)	
		上記以外の場合	0	
	市内下請の活用	下請負人を使用しない場合 (落札者が市内に本店を有する者の場合に限る。)	2 (4)	
		一次下請に占める市内業者 (市内に本店を有する者) 数の割合が 70% 以上の場合		
		一次下請に占める市内業者 (市内に本店を有する者) 数の割合が 50% 以上 70% 未満の場合	1 (2)	
		上記に該当しない場合	0	

※配点が 38 点の場合は、() 内の配点とする。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、電子入札システム条件付き一般競争入札に準じる。
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、赤穂市発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (3) 「施工上配慮すべき事項に係る技術的所見」(別記様式第 1 号) の施工計画が適正であること。
- (4) 「同種・類似工事の施工実績の確認」(別記様式第 2 号) は、赤穂市発注工事とする。
契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できるページのみでよい。
- (5) 「ISO の認証取得」(別記様式第 3 号) は、公告日時点での認証取得状況とする。

(6) 「災害協定等による活動実績」(別記様式第4号)の災害協定等は、赤穂市との協定とする。

(7) 「市内下請の活用」(別記様式第5号)の下請負人は、建設業法第2条第4項に規定する下請契約に係る一次下請負人とする。

(8) 申請書及び資料の作成説明会は行わない。

(9) その他

申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

提出された申請書及び資料は、入札参加資格及び落札者の履行の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された申請書及び資料は、返却しない。

提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。